

なごやか地域福祉

ニュース



発行：なごやか地域福祉 2020 策定事務局

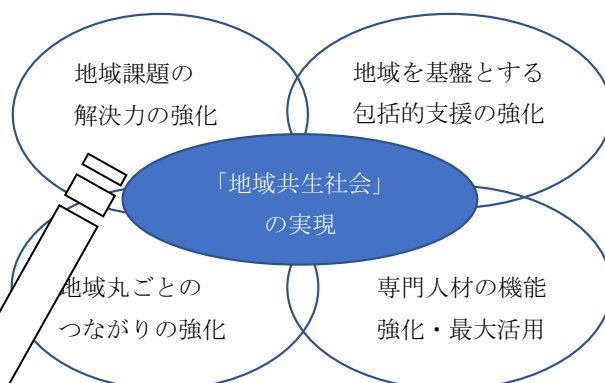
地域共生社会の実現を目指して ～「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を越えて～

平成28年6月、ニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。平成30年4月には、「地域共生社会」の実現を目指して、改正社会福祉法が施行となっています。今回は、この「地域共生社会」を取り上げます。

私たちが暮らしていくうえでの課題は、様々な分野に絡み合い「複雑化」「複合化」しています。また、国全体としては「少子高齢・人口減少社会の到来」という大きな課題があり、社会の活力維持をどのように図るかが重要な課題となっています。

そこで、暮らしや社会構造の変化を踏まえ、様々な地域生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることにより、一人一人の生きがいとともに高め合う「地域共生社会」の実現が求められています。

この「地域共生社会」の実現に向けて、国は右図のような4つの柱を示しています。中でも地域課題の解決力の強化については、「なごやか地域福祉2020」において、複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築をはじめ、安心して住民等がつながり、支え合う地域づくりをすすめていける方策を検討しています。



平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部決定資料より

社会福祉法には何が書かれているのかな？

地域住民等は、

※改正社会福祉法（第4条第2項）の概要

- (1) 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える
- (2) 福祉、介護、保健医療等あらゆる分野の課題（地域生活課題）を把握し、
- (3) 解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう留意する

➡ 地域福祉の推進として、「地域生活課題の解決力の強化」を図ることが規定されている。



策定の経過（2月から3月）

第2回なごやか地域福祉2020策定懇談会作業部会（平成31年2月15日）

意見聴取の結果などをもとに、各委員の実際の活動と照らし、意見交換を行いました。

主な内容

- 市民、関係団体等への意見聴取の結果等について（アンケート結果、地域福祉活動の現場視察の結果、各区地域福祉活動計画の策定状況）
- 包括的な相談支援体制構築に向けた調査



第2回なごやか地域福祉2020策定懇談会（平成31年3月22日）



懇談会委員40名、市・市社協関係部署29名による懇談会を実施しました。多様な団体や市民委員による分野横断的な議論が交わされています。

主な内容

- 策定作業の経過報告（アンケート結果、地域福祉活動の現場視察の結果、各区地域福祉活動計画の策定状況）
- 包括的な相談支援体制構築に向けた調査について
- 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

福祉活動等の現場視察① ～陶生町街角オープンカフェ～（平成31年3月23日）

町内会および自主防災会が主体となり、地域防災に関する一連の取り組みが行われています。その1つとして、まずは住民同士が顔見知りになることが大切という趣旨のもと、住宅の軒先を間借りし開催。月により開催場所が異なることで、遠くでは参加しづらい高齢者や、通りがかりの他町内の住民も呼び込んで交流を図っています。そのほか、「サンマの会」「焼き芋大会」をはじめとする交流事業や「炊出し訓練」「黄色いリボン」を活用した安否確認訓練等が実施されており、「防災対策名簿」の回収率は96%とのことでした。



会議傍聴のお知らせ（第3回策定懇談会作業部会）

日 時：令和元年5月30日（木）午後2時から4時まで
会 場：名古屋市役所本庁舎（5階）正庁
（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）
受 付：当日受付午後1時から1時45分に現地。10名まで。



【編集・発行】名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課 ・ 名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部

Tel 052-972-2548 / Fax 052-955-3367